

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐伯市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県佐伯市長

## 公表日

令和7年2月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格管理事務            ②介護保険料の賦課・徴収及び還付事務            ③要介護(要支援)認定事務            ④保険給付事務            ⑤地域支援事業関係事務            ⑥保険者事務共同処理業務</p> <p>各種申請書の受付については、窓口(・郵送)での書類の受付のほか、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」及び申請データの取り込み等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの受付も実施する。</p>
③システムの名称	①MCWEL介護保険システム ②MICJET番号連携サーバー ③中間サーバー ④伝送通信ソフト ⑤マイナポータル(サービス検索・電子申請機能) ⑥申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項別表100の項</li> <li>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条</li> <li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[    実施する    ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</li> <li>番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項及び第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第133条、第134条、第146条、第163条</li> </ul> <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</li> <li>番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における131、132の項及び第133条、第134条</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 高齢者福祉課
②所属長の役職名	高齢者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3663
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐伯市福祉保健部高齢者福祉課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3117
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[    ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月2日	1. ②事務の概要	佐伯市は、「介護保険法」及び「佐伯市介護保険条例」等に基づき、被保険者に対して資格管理、介護保険料の賦課・徴収・還付、認定、給付事務を行っている。「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格管理事務 ②介護保険料の賦課・徴収及び還付事務 ③要介護（要支援）認定事務 ④保険給付事務 ⑤地域支援事業関係事務 ⑥保険者事務共同処理業務	事後	
平成28年6月2日	1. ③システムの名称	①MCWEL介護保険システム ②MICJET番号連携サーバー ③中間サーバー	①MCWEL介護保険システム ②MICJET番号連携サーバー ③中間サーバー ④伝送通信ソフト	事後	
平成28年6月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢者福祉課長 平山 和也	高齢者福祉課長 亀井 直美	事後	
令和1年5月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢者福祉課長 亀井 直美	高齢者福祉課長 廣瀬 功	事後	
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(95の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第46条、第47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(95の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第46条、第47条	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和4年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和4年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和4年12月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第68項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	・番号法第9条第1項 別表第一の第68項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事後	公金受取口座の登録簿関係情報に係る情報連携の運用開始
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格管理事務 ②介護保険料の賦課・徴収及び還付事務 ③要介護（要支援）認定事務 ④保険給付事務 ⑤地域支援事業関係事務 ⑥保険者事務共同処理業務	介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格管理事務 ②介護保険料の賦課・徴収及び還付事務 ③要介護（要支援）認定事務 ④保険給付事務 ⑤地域支援事業関係事務 ⑥保険者事務共同処理業務 各種申請書の受付については、窓口（郵送）での書類の受付のほか、マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」及び申請データの取り込み等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの受付も実施する。	事前	マイナポータル（サービス検索・電子申請機能）を利用したオンライン手続を開始することに伴う変更
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①MCWEL介護保険システム ②MICJET番号連携サーバー ③中間サーバー ④伝送通信ソフト	①MCWEL介護保険システム ②MICJET番号連携サーバー ③中間サーバー ④伝送通信ソフト ⑤マイナポータル（サービス検索・電子申請機能） ⑥申請管理システム	事前	マイナポータル（サービス検索・電子申請機能）を利用したオンライン手続を開始することに伴う変更
令和6年12月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第68項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	・番号法第9条第1項別表100の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事後	重要な変更にとらならない。 (番号利用法及び主務省令の改正による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(95の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第46条、第47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項及び第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第133条、第134条、第146条、第163条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における131、132の項及び第133条、第134条	事後	重要な変更当たらない。 (番号利用法及び主務省令の改正による変更)
令和6年12月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点	令和6年10月31日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和6年12月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点	令和6年10月31日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和6年12月2日	IVリスク対策 8. 人手を介入させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新設	[十分である]	事後	重要な変更当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和6年12月2日	IVリスク対策 8. 人手を介入させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か(判断の根拠)	新設	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	重要な変更当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和6年12月2日	IV リスク対策 9. 監査 実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	事後	評価書の見直しに伴い、最新のものに更新。
令和6年12月2日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	重要な変更当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和6年12月2日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	新設	[十分である]	事後	重要な変更当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和6年12月2日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】(判断の根拠)	新設	アクセス制限の管理、アクセス記録等を実施している。	事後	重要な変更当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)